

武蔵小山創業支援センター交流スペース（コラボレーションスペース）
利用規約

〔目的〕

第1条 “武蔵小山創業支援センター”(以下、「センター」という)の交流スペース（コラボレーションスペース）（以下、「スペース」という）入居者は、スペースを利用するにあたり、品川区立創業支援施設条例、同施行規則（以下、「条例等」という）のほか、本規約を遵守するものとします。

2. スペースは、業種、業界を超えた様々な技術や知識、能力を持った会員が出会い、利用者のアイデアが融合することで、新しい事業や新しい産業を生み出していくことを目的とします。また、貸切利用の際には、セミナーやワークショップの開催を可能とします。

「センター」の表示

名称：品川区立武蔵小山創業支援センター

所有者：品川区(以下、「区」という)

創業・経営支援業務受託、運営：エキスパート・リンク株式会社

所在地：東京都品川区小山3-27-5

※スペースは先着順のため、満席や貸切の場合は4階交流サロンを使用するものとします。

〔スペース利用会員〕

第2条 利用希望者は、条例等に基づき、本規約を承諾のうえ、会員サービスの利用を申し込むものとします。

2. 本規約における会員とは、センターHP（以下、「HP」という。）より会員登録を行い、スペースの会員申込書を提出したもののことを指します。申込書提出後、利用カードの発行を受け、正式に利用会員として認められるものとします。

〔休業日、営業時間等〕

第3条 センターの休館日は毎週日曜日、12月29日から翌年の1月3日までとします。

2. スペースの平日開放時間は、9時00分から21時30分となります。また、土・日・祝日は、9時00分～17時30分となります。貸切利用の際は、別途、開放時間が異なります。

3. 第1項で定めるほか、施設・設備の点検等のため、臨時で休館する場合があります。

4. 貸切で利用者がいる場合は、交流スペースとしての開放を中止いたします。

5. 当日の貸切状況についてはHPにてご確認の上ご利用ください。

〔貸切での利用〕

第4条 会員は、当該施設をワークショップ開催やテストマーケティング、会議やセミナー開催などの目的で貸切利用を行うことができます。貸切予約については以下の事項のうとって予約を行ってください。

1. 予約 申込受付

- ① 予約については、HP、メール、電話、4階事務局にて申し込みください。
- ② 予約受付はご予約月を含む3か月先までのご予約が可能となります。
(店舗および交流室の入居者は4か月前から可)
※ただし、当センターでの利用が最優先となるため一般の方への貸し出し確定が3か月前(店舗および交流室の入居者は4か月前)より後になる場合があります。
- ③ 予約は、午前(9時00分～12時00分)・午後(13時00分～16時30分)・夜間(17時00分～21時30分)の区分毎となります。連続して使用する場合は中間時間も使用が可能です。

■交流スペース貸切時利用料金	
午前 9 時 00 分-12 時 00 分	900 円
午後 13 時 00 分-16 時 30 分	1,400 円
夜間 17 時 00 分-21 時 30 分	2,100 円

- ④ 代表者1名のメンバー登録により利用頂けます。(貸切時においては、利用者全員の登録は必要ありません。)
- ⑤ 貸切時の定員は10名までとします。
- ⑥ より多くの方にご利用して頂くため、同一利用者のご利用については5階会議室の利用も含め、月間につき原則5回までとさせていただきます。5回のうち、土祝日につきましては月間原則2回までとさせていただきます。なお、利用回数に関しては別途、品川区が認める場合はこの限りではありません。
- ⑦ 利用時間は準備、片付け及び備品の搬入出の時間まで含めてご予約下さい。また、利用時は予約終了時刻の5分前迄の退出をお願いします。
- ⑧ 貸出対象者
当センターの設置目的である、創業支援、中小事業者の経営支援の主旨にあった事業での利用に限定させていただきます。
- ⑨ 利用目的の確認
【創業前の事業打合せ テストマーケティングの為の使用、事業セミナーなど】
お申し込みの際には事業内容・利用目的について詳細にお伺いさせていただきます。

2. HP・メール・電話・4階事務局での申込み方法

下記にてお申込みをお願いいたします。

武蔵小山創業支援センター MUSAKO HOUSE

HP：<https://musashikoyama-sc.jp/>

メール：info@musashikoyama-sc.jp

電話：03-5749-4540

事務局：品川区小山3-27-5 4階

3. 利用料金の利用料金の支払い方法

原則予約連絡から7日以内に規定の使用申請書を添えて、直接4階事務局でお支払いください。お支払いが完了した時点で正式にご予約となります。

(使用申請書は4階事務局にてお渡しいたします。お問い合わせフォームまたはメールよりお申込みの方には、ご確認のメールに添付送信させていただきます)

- ①予約後、利用料金は前払い制になります。予約後、7日以内(土祝日含む)に、事務局にて現金でお支払いください。
- ②期日までに支払いがない場合は、キャンセル扱いとなります。

4. 利用の取消しおよび変更について

- ①キャンセルの連絡は、電話または4階事務局にて行ってください。
- ②キャンセルの際は返金いたしません。
- ③支払い後の日時の変更は、キャンセル扱いとなりますご注意ください。

5. 入室方法

利用日当日に、4階事務局にお立ち寄りください。スマートロックの設定をお手持ちのスマートフォンに行い入室設定を行います。スマートフォンをお持ちでない方には、専用キーを貸し出しますのでお申し付けください。専用キーを貸し出した場合は、利用終了後速やかに4階事務局までご返却ください。

チャレンジショップの開店時間のみ、表の自動ドアから入室が可能です。チャレンジショップ閉店時間は、施設の1階エレベーターホールから入室してください。

〔利用制限〕

第5条 以下の項目に該当する場合、利用をお断りする場合があります。

1. 利用内容・形態等が不相当と当施設が認めたとき利用内容・形態等が不相当と当施設が認めたとき。
2. 使用申請書の記載内容と異なって利用されるとき。
3. 大音量、振動、悪臭の発生等、周囲に迷惑または不快感を及ぼす恐れのある行為と認められるとき。
4. 公序良俗に反すると当施設が認めたとき。
5. 利用者が暴力団関係者、その他反社会勢力に属する者と認められるとき。
6. 当センターが創業支援、経営支援の目的に合致しないと判断する場合
7. 政治上の主義を推進する目的での利用と判断する場合
8. 宗教の教義を広める目的での利用と判断する場合

9. ネットワークビジネスおよび連鎖販売取引での利用と判断する場合
10. その他、個別の事情を勘案し、当センターが創業支援、経営支援の目的に合致しないと判断する場合

〔注意事項〕

第6条

1. スペースはセンターの利用促進を図るために外部からの視認性を高める設計になっています。電動ブラインドは原則として利用者が開閉操作することはできません。やむを得ない理由により開閉する場合はセンター事務局に相談するものとします。
2. 定員数内でお申し込みください。定員数以上での利用はできません。
3. スペースは会議・研修・セミナー・ワークショップ等にご利用ください。テストマーケティングの目的でのみ、商品の販売を認めます。
4. 当日の延長は、申請時点で予約が入っていない場合に限り可とします。
5. 利用後は机・椅子等の原状復帰をお願いします。
6. 他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮ください。場合によっては退館いただく場合があります。
7. 利用権を第三者に譲渡、転貸することはできません。スペースの利用権を第三者に譲渡、転貸することはできません。
8. 全館禁煙（加熱式・電子タバコ等含む）になります。
9. 危険物、腐敗物、重量物の持込みは遠慮ください。
10. 看板、ポスター等の掲示は本施設の内外、エレベーターホール等も含めご遠慮ください。
11. 当該施設及び構造物、設備、備品を汚損・毀損し、または紛失された場合はその損害を賠償していただきます。
12. 利用の際に発生するごみはお持ち帰り下さい。
13. 貸切時間後、スペースを継続して使用される場合は利用者全員の会員登録が必要です。
14. スペース内外を問はず壁面・柱・パネル・床等にガムテープ・両面テープ・釘等の使用はできません。
15. その他、センターが不相当とみなした利用については禁止とします。

〔免責事項〕

第7条 次に掲げる事由により会員が被った損害について、センターは責任を負わないものとします。

1. 地震、水害等の天変地異や火災、暴徒等の不可抗力による災害、停電、盗難、IT インフラ等通信設備やその他諸設備の不調や故障および偶発事故、その他センターの責めに帰することのできない事由
2. 利用者が上記第5条(利用制限項目)、第6条(注意事項)および下記第8条(迷惑行為の禁止)に違反されたため、当施設の利用を謝絶することによって生じた一切の損害。
3. 利用者および第三者の所有物や現金等の貴重品、その他これらに類する物の盗難・毀損

による一切の損害。

4. スペースの造作および設備等の維持保全のために行う保守点検、修理等による損害

〔迷惑行為の禁止〕

第8条 スペース内での次に掲げる行為(以下「迷惑行為」という)を禁止します。

1. 喫煙(加熱式・電子タバコ等含む)
2. 動物の飼育や持込み(センターが許可した盲導犬、聴導犬、介助犬等を除く)
3. センターの許可なく看板、ポスター等の広告物を張る等の行為
4. 危険物の使用や持込み
5. センター利用者の迷惑となる音、振動、臭気等を発する行為ならびに物品の持込み
6. 長電話
7. その他公益を害する恐れがあるとセンターが認めた行為
8. 他の会員およびセンター利用者や職員・スタッフに暴力を振るう、あるいはその恐れが強い行為
9. 大声・暴言もしくは脅迫的な言動により、他の会員およびセンター利用者に迷惑を及ぼす、あるいは職員・スタッフの業務を妨げる行為
10. 解決し難い要求を繰り返し行い、職員・スタッフの業務を妨げる行為
11. 仮眠

〔会員登録および利用を拒否する者〕

第9条 次に掲げる団体またはそれに関連する者に対して、センターは会員登録およびスペースの利用を拒否することができるものとします。

1. 法令に反する事業を行う者および反する恐れのある事業を行う者
2. 公序良俗に反するとセンターが判断した者
3. 性風俗関連の事業を行う者
4. 暴力団関係者およびそれに関する事業を行う者
5. その他、センターが不相当と認める者や団体

〔不可抗力〕

第10条 センターは、天災地変、機器の故障、輸送時の破損などその他のセンターの責めに帰する事ができない事由により契約の履行が困難になったときは、利用者に利用の延長を求め、または、契約の解除を求めることができるものとします。

〔権利譲渡禁止〕

第11条 利用者は、スペース利用の権利を第三者に譲渡できないものとします。

〔準拠法および合意管轄〕

第12条 本規約の解釈・適用は、特段の定めのない限り、日本国法に準拠するものとしま

す。また、本規約に関し紛争が生じたときは、訴額に応じて東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の唯一の管轄裁判所とします。

〔規約等の改訂〕

第13条 センターは本規約ならびに機器の取扱説明書などを随時変更ができるものとし、この場合、センターは会員に対して事前にホームページやソーシャルネットワークサービスにおいて告知するものとします。また、利用者は、変更した規約等に従うものとします。これに従わない場合は、センターは会員契約の中止または解除できるものとします。

〔協議〕

第14条 本規約に定めのない事項または本規約の各条項に関する疑義については、センターおよび利用者は誠意をもって協議のうえ決定するものとします。

附則 本規約は令和3年2月1日から施行する。